

# 人口減少時代における 持続可能な地方行政のあり方について

---

令和8年1月30日(金)  
総務省自治行政局行政課

## 1. 人材不足等の課題

- 生産年齢人口はピーク時から約1,100万人減少し、既に自治体では専門人材(技術職員、デジタル人材等)等の不足が喫緊の課題
- 団塊ジュニア世代(毎年約200万人出生)の退職によって、今後は一般行政職員を含め人材不足が深刻化

○ 市町村が本来注力すべき事務に注力し、各地域が個性豊かで活力に満ちた分権型社会を実現するため、これまでとは異なる新たな視点で、個別の事務の課題を踏まえた対応や制度の見直しの議論を進めが必要

## 2. 事務処理に関する課題と対応

- 対応方策は、事務を減らす、まとめる(水平連携・垂直補完)、担い手を広げる(民間活用・住民参加)、生産性を高めること
- 各行政分野(10分野)の個別の事務まで踏み込んで課題を分析し、分野横断的な検討の視点を抽出
- 今後、この検討の視点を参考に、その他の行政分野も含め、事務処理上の課題分析を行い、対応方策を検討することが必要

<検討の視点>

- ①事務量
- ②事務内容
  - 事務の性質(企画立案～定型業務)
  - 国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性
- ③事務処理に必要なリソース
  - 事務処理に求められる人材の専門性
  - 事務処理の難しさ、経験・知見の必要性
- ④その他事務処理のあり方
  - 対面や実地での事務実施の必要性
  - 事務処理に当たり踏まえるべき地域の事情・特性
  - 行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性

※デジタル技術の活用は、事務のあり方の前提を変え得る。



<研究会で課題分析のために取り上げた行政分野(10分野)>

- (福祉) 介護保険、国民健康保険、老人福祉施設、保育
- (教育) 小中学校教育 (インフラ) 道路、上下水道 (農業) 鳥獣被害対策
- (環境) 地球温暖化対策 (消費者) 消費生活相談

### (分析例) 介護サービス事業者の運営指導

- 中小規模の市町村では事務量が小さくノウハウの蓄積が困難。
  - 事業者との連絡調整はデジタル化による負担軽減が可能。
  - 実地検査は数年に一回であり、日常的な実地性は高くない。
  - 事務処理に当たり広域的な視点が求められるものではない。
  - 事業者指導については、市町村のほか都道府県も同種の事務を行っている。民間にも事務受託法人が存在する。
- ⇒ 地域事情に応じ、大都市や都道府県が代わりに行うことや、民間法人に委託することが効果的だと考えられる。

## 3. 今後の進め方

- 各都道府県が、地域の状況を踏まえ、市町村の検討を支援(国としても具体的な対応方策について一定の選択肢を提示)  
⇒ 地方の検討状況を踏まえ、制度上対応すべきものについては、国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直し

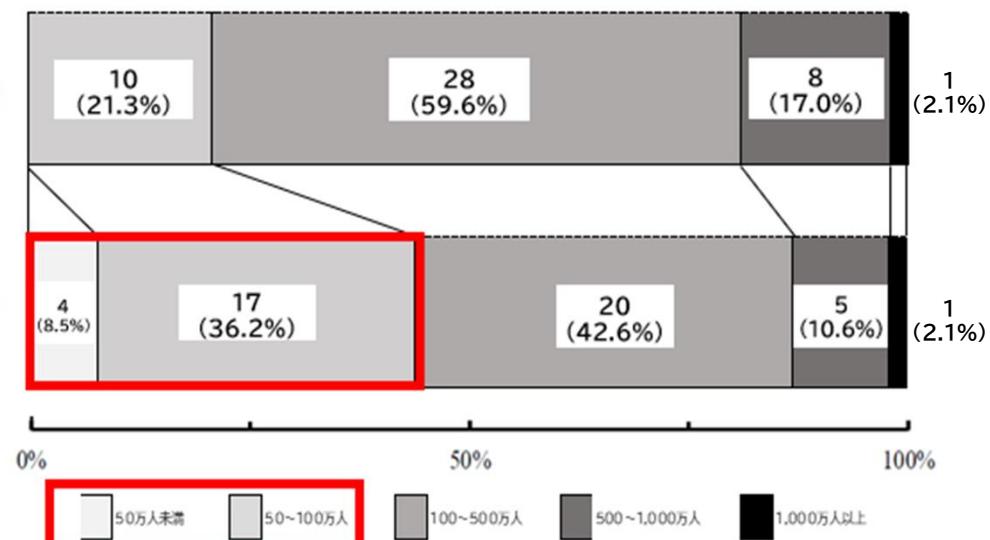
# 地方公共団体の将来の人口規模

- 約30年後の2050年には、人口1万人未満の市区町村が約13%増加し、40%を超える見通し。
- また、都道府県のうち半数近くの21県で、総人口が100万人未満になり、うち4県は50万人未満になる見通し。

◇ 2020年と2050年における総人口の規模別にみた  
市区町村数と割合



◇ 2020年と2050年における総人口の規模別にみた  
都道府県数と割合

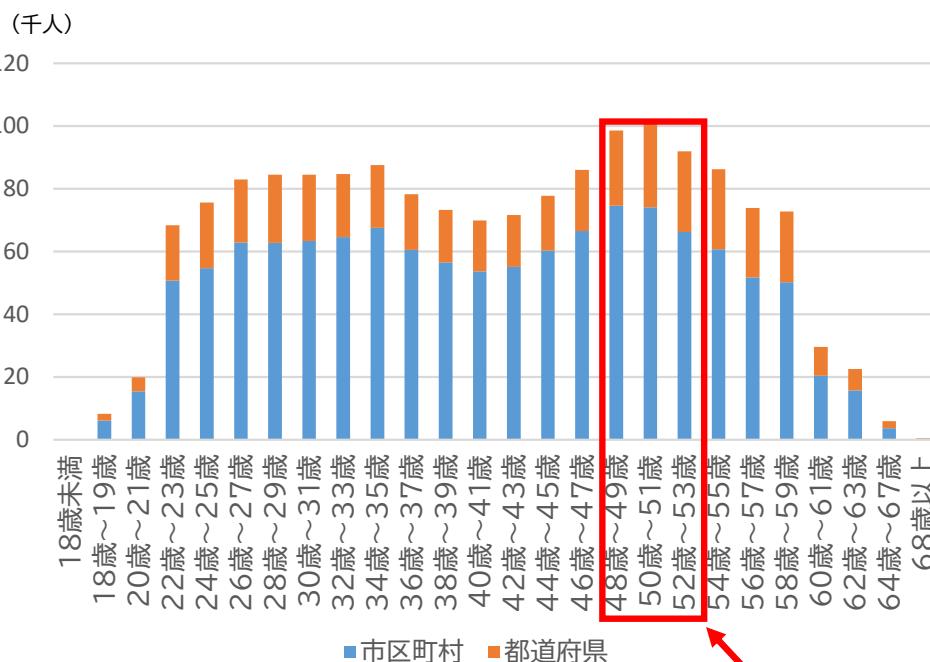


(出典)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2023年推計)」

# 地方公共団体における経営資源の制約

- 地方公務員数は団塊ジュニア世代が相対的に多く、山となっているが、2040年頃には団塊ジュニア世代が退職する一方、入庁が見込まれる20代前半となる者の数は団塊ジュニア世代の3分の1程度となる見通し。

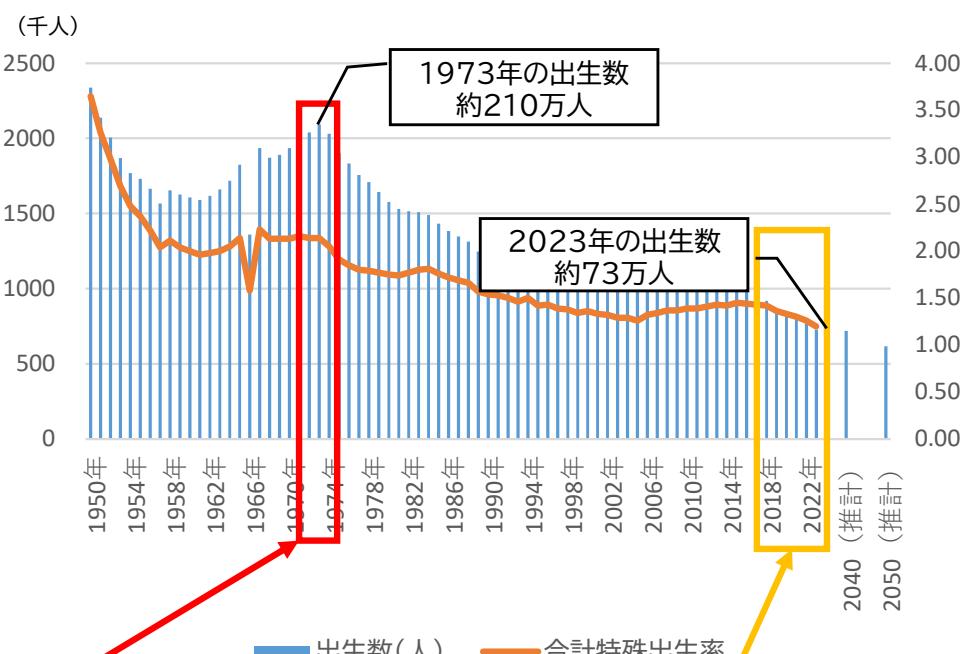
都道府県及び市町村の年齢別職員数(2023年)



団塊ジュニア世代

(出典)総務省「令和5年地方公務員給与実態調査」

出生数と合計特殊出生率の推移



団塊ジュニア世代が定年退職後に  
20代前半となる層

(出典)2023年までは厚生労働省「人口動態統計」、2040年及び2050年の出生数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」における出生中位・死亡中位仮定による推計値

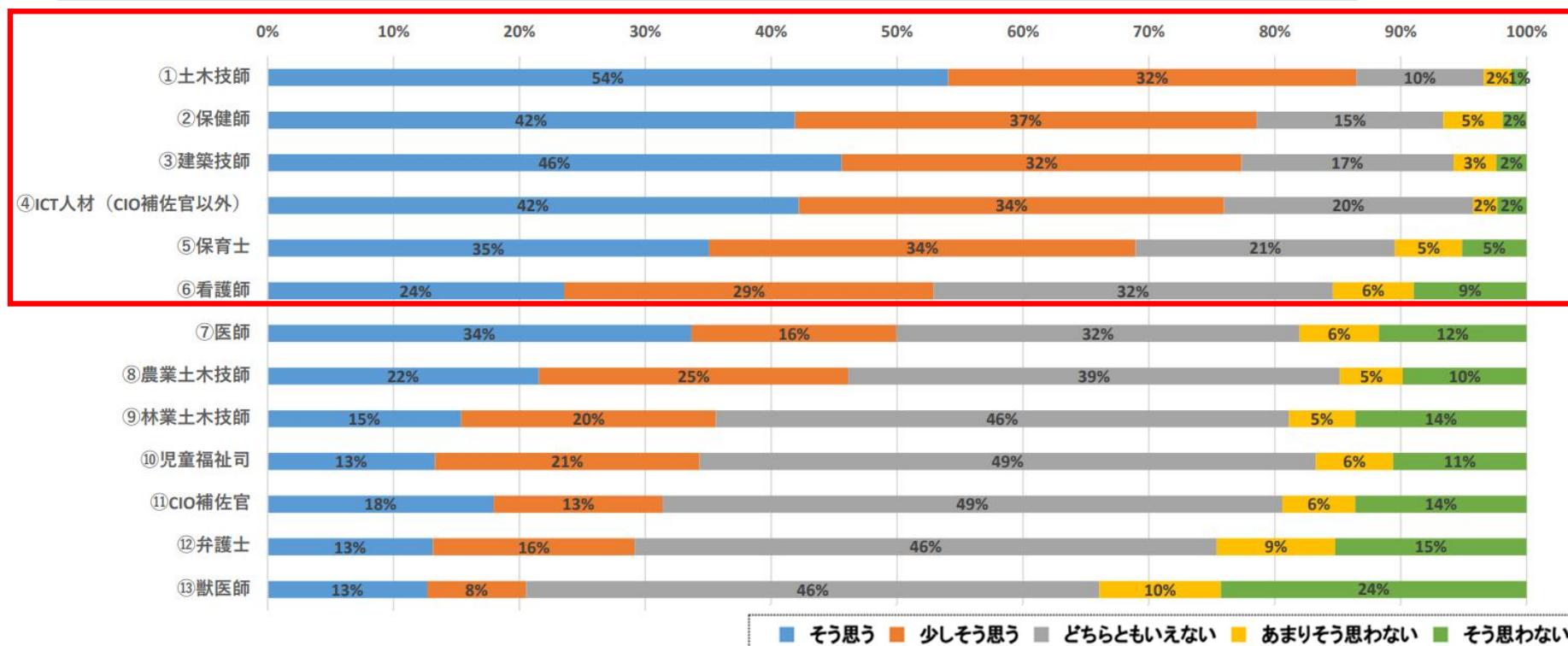
# 人材確保に関する課題認識

- 地方公共団体においては、**土木技師、保健師、建築技師、ICT人材**(CIO補佐官以外)、**保育士、看護師**等の専門技術職の確保について**課題を感じている**。
- **技術職員の採用**については、**約半数の市町村**で**「応募がほとんどない」**状況。

## ■地方公務員行政に関する地方公共団体へのアンケートの結果

(※)全国1,011団体(都道府県47団体、指定都市20団体、市区町村944団体)が回答。

問 以下の専門職、技術職について、それぞれ人材・体制確保に関して大きな課題があると考えるか。



(出典) 総務省 第4回 ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会資料「地方公務員行政に関する自治体アンケートの結果について」

## ■市町村における技術職員の採用に係る調査結果

- 技術職員採用**の課題について、調査対象市町村のうち**約半数の市町村**が**「応募がほとんどない」**と回答

・募集しても、応募がほとんどない

… 47% (45市町村)

・応募があっても辞退、採用しても数年で転職し定着しない

… 9% (9市町村)

・採用してもキャリアパスを形成できない

… 7% (7市町村)

(出典)国土交通省 技術職員の不足する市町村への支援に関する調査結果 (47都道府県、95市町村への調査 (令和4年10~11月実施))を基に事務局作成

# 地方公共団体における行政需要の多様化・複雑化等

- 近年、地方公共団体においては、**人口減少に対処するための事務が増大**しているほか、**社会情勢の変化**等に伴い、**行政需要が多様化・複雑化**している。

## ■人口減少に対処するための事務の増大

- ・少子化対策(保育サービスの充実等)
- ・移住・定住対策
- ・空き家対策
- ・地域交通の維持・確保対策
- ・商業施設の撤退に伴う買い物難民対策

## 〈近年新たに策定に関する条項が追加された計画等の例〉

- ・こども基本法(R5.4施行)に伴う都道府県・市町村こども計画
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(R4.4施行)に基づく再商品化計画
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律(R元.10施行)に基づく食品ロス削減推進計画
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法(R6.1施行)に基づく都道府県・市町村認知症施策推進計画

## ■計画等の策定に関する条項数の推移



(注)地方公共団体への聞き取り等による

(出典)効率的・効果的な計画行政に向けて(令和5年2月20日)地方分権改革有識者会議

# 地方分権一括法後における基礎自治体の事務の創設・事務の移譲

- 平成11年に地方分権一括法が成立して以降、新たな市町村事務の創設や、都道府県から市町村への事務権限の移譲により、**福祉分野を中心**に、**市町村において継続的な処理が必要な事務の増大**が見られる。

## 【地方分権一括法の成立後において、新たに市町村の事務とされた内容を含む主な法律制定・改正】

- **障害者自立支援法制定**(平成18年4月1日施行) 【事務の移譲/事務の新設】
  - ・ 市町村と都道府県に分かれていた**障害福祉サービスの実施主体を市町村に一元化**するとともに、**市町村は地域生活支援事業**(相談支援事業等、手話通訳者等の派遣事業、日常生活用具の給付又は貸与事業、障害者等の移動を支援する事業、地域活動支援センター事業等)を行ふこととされた。
- **介護保険法改正**(平成18年4月1日施行) 【事務の新設】
  - ・ **市町村長が地域密着型サービス**(小規模多機能型居宅介護・夜間対応型訪問介護等)**事業者の指定権者となる**とともに、**市町村は地域支援事業**(介護予防事業・包括的支援事業等)を行ふこととされた。
- **消費者安全法制定**(平成21年9月1日施行) 【事務の新設】
  - ・ **市町村は消費生活相談等**(消費者からの苦情相談、苦情処理のためのあっせん、必要な情報の収集・住民に対する提供等)を行ふこととされた。
- **社会福祉法改正**(平成25年4月1日施行) 【事務の移譲】
  - ・ 主たる事務所が市の区域内にあって事業範囲が当該市の区域を越えない**社会福祉法人の認可や監督等の権限**について、**都道府県知事**から**市長に移譲**された。
- **母子保健法改正**(平成25年4月1日施行) 【事務の移譲】
  - ・ 都道府県及び保健所設置市区が実施していた**低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導、未熟児養育医療の給付等の事務**について、**都道府県から全ての市町村に移譲**された。
- **空家等対策の推進に関する特別措置法制定**(平成27年2月26日施行) 【事務の新設】
  - ・ 市町村は、**空家等についての情報収集**(空家等への立入調査、データベースの整備等)、**特定空家等に対する措置**(除却・修繕等の指導・助言、勧告、命令等)を行ふこととされた。
- **生活困窮者自立支援法制定**(平成27年4月1日施行) 【事務の新設】
  - ・ **市及び福祉事務所を設置する町村は生活困窮者の自立相談支援事業**(相談対応、自立に向けた支援計画作成、関係機関との連絡調整等)を行ふこととされた。

# 国・都道府県・市町村の主な役割分担(上下水道)

- 水道について、国は基本方針の策定や水道事業者の認可等を実施。都道府県は基本方針に基づく水道基盤強化計画等を策定するなどして、水道事業者間の広域的な連携等を推進。市町村は水道事業者等として、水道事業等を実施。
- 下水道について、国は水質汚濁に係る環境基準を策定。都道府県は流域下水道の管理者として、市町村は公共下水道等の管理者として、管渠の設置や維持管理等の事務を実施。

|      | 水道                   |  | 下水道              |   |
|------|----------------------|--|------------------|---|
|      | 計画策定                 | 水道事業等の実施   | 計画策定             | 下水道事業の実施  |
| 国    | ・基本方針の策定             | ・水道事業、水道用水供給事業の認可<br>・水道施設運営権(※)の設定許可<br>・国民の健康を守るため緊急に必要がある場合等の水道事業者等への改善指示、給水停止命令<br>・水道事業者等への技術的・財政的な援助、指導・監督 | ・水質汚濁に係る環境基準の策定  | ・公衆衛生上重大な危害が生じた場合等の下水道管理者への指示                                     |
| 都道府県 | ・基本方針に基づく水道基盤強化計画の策定 | ・広域的連携等推進協議会の組織<br>・水道用水供給事業の実施<br>・非常時における水道用水の緊急供給命令   | ・流域別下水道整備総合計画の策定 | ・流域下水道の設置・管理等<br>・二以上の流域下水道に係る広域的な協議会の組織                          |
| 市町村  |                      | ・水道事業等の実施<br>・水道料金の決定及び徴収<br>・水道施設運営権の設定   |                  | ・公共下水道、都市下水路の設置・管理等<br>・下水道使用料の決定及び徴収<br>・二以上の公共下水道等に係る広域的な協議会の組織 |

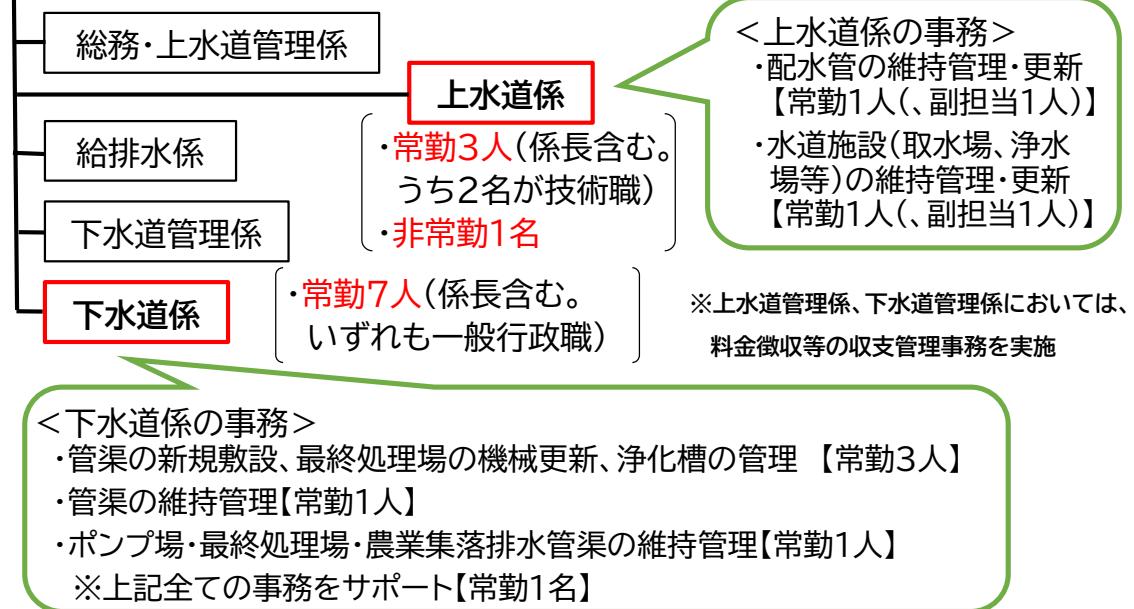
※ **水道施設運営権の設定(コンセッション方式)**:平成30年の水道法改正により創設された、地方自治体が、水道事業者及び水道用水供給事業者としての位置付けを維持しつつ、国土交通大臣の許可を受けて、水道施設運営等事業(水道施設の全部又は一部の運営等であって、当該水道施設の利用料金を当該運営等を行う者が自らの収入として收受する事業)に係る公共施設等運営権(水道施設運営権)を民間事業者に設定できる仕組み。

# 市町村の事務処理体制(上下水道)

- 人口5万人規模の市では、管路の新設、管路の維持管理、施設の維持管理など各業務を分担して行っているほか、特に専門的知見が必要な上水道の業務に技術職複数名を充てている状況が見られる。
- 人口1500人規模の小規模町村では、水道含め係業務全てを一般行政職1名のみで担当している状況が見られる。

## <A市(人口約5万人)>

上下水道課 常勤21人、非常勤8人



## <業務の詳細>

【水道】現在給水人口(戸数):46,073人(21,127戸)、水道施設数:8か所

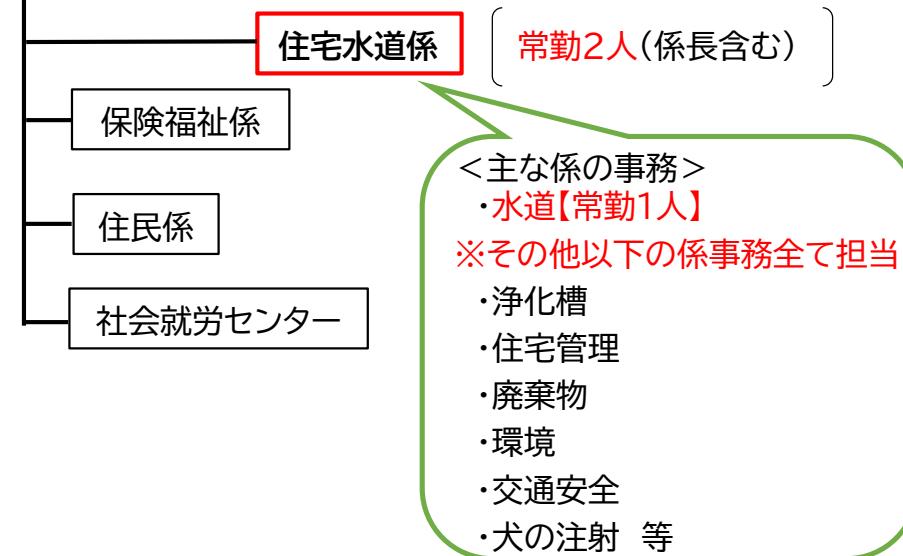
- 水道事業(配水管・水道施設の維持管理・更新)を実施。配水管等が法定耐用年数を迎える中、更新工事を平準化して計画的に実施。
- 水道用水供給事業は福岡地区水道企業団(15団体で構成される一部事務組合)が実施。
- 定年退職により技術職員は徐々に減少し(7名→2名)、専門性を要する水道施設の運転管理は直営から切り替え、現在は民間に委託。

【下水道】汚水処理人口普及率:99.2%、下水道処理人口普及率:86.3%

- 常勤7人に技術職員がいないが、公共下水道事業区域内の管渠の新規敷設・維持管理・更新や下水道施設の維持管理等の技術的業務も含めて全て実施。
- 下水道施設の運転管理など専門性を要する事務については民間委託。

## <B村(人口約1,500人)>

住民福祉課 常勤11人



## <業務の詳細>

【水道】現在給水人口(戸数):1,375人(718戸)、水道施設数:12か所

- 常勤2人中、技術職員はおらず、簡易水道業務(配水管・水道施設の維持管理・更新)を1人で担当。
- 法定耐用年数を迎える水道管について、更新工事を実施できておらず、わずかな補修工事を実施するにとどまっている。

【下水道】汚水処理人口普及率:77.5%、下水道処理人口普及率:一

- 下水道は通っておらず、浄化槽処理やくみ取り式にて対応。

汚水処理人口普及率:行政人口に対し、公共下水道、農業集落排水、浄化槽等の生活排水処理施設を利用できる人口の割合

下水道処理人口普及率:行政人口に対し、下水道処理区域内人口の割合

# 業務の概況と課題(水道事業の現状)

- 令和6年能登半島地震の際、水道施設の被災等により、最大約14万戸の断水が発生するなど甚大な被害が生じた。耐震化していた施設では概ね機能が確保できていたものの、耐震化未実施であった基幹施設等で被害が生じ、水道管の破損が広範囲にわたったことで、断水の解消まで最大5ヶ月を要した(※)。
- 全国の基幹管路の耐震適合率は約4割にとどまっており、給水人口規模が小さい団体ほど、耐震適合率が低い傾向にあるなど、水道施設の耐震化が課題となっている。

## 水道施設の耐震化状況 (令和4年度末)

基幹管路の耐震適合率 約42%  
浄水施設の耐震化率 約43%  
配水池の耐震化率 約64%

国土強靭化のための5か年加速化対策目標  
○基幹管路の耐震適合率 54% (令和7年度)  
○浄水施設の耐震化率 41% (令和7年度)  
○配水池の耐震化率 70% (令和7年度)

## 令和6年能登半島地震における被害の状況



浄水場から配水池へ向かう水道管の破損・露出（輪島市）

浄水場内の配管損傷（七尾市）

(※) 復旧に長い時間を要した要因については、学識経験者や国土交通省職員等が参画する「上下水道地震対策検討委員会」の報告書において示されており、上下水道システムの基幹施設の耐震化が未実施であったこと、半島地域特有の限られた交通手段が被災したこと、悪天候による作業時間の制約等が挙げられているところ。

## 基幹管路(耐用年数40年)の耐震適合率



※R3水道統計より算出

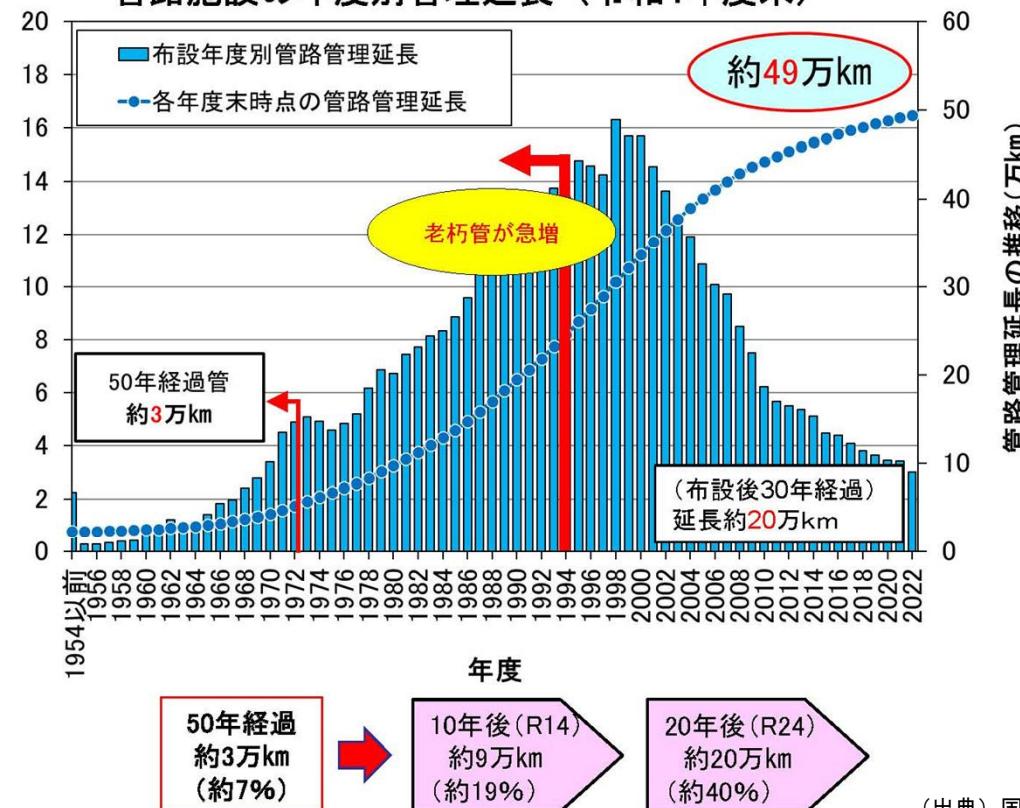
# 業務の概況と課題(下水道事業の現状)

- 標準耐用年数(50年)を経過した管渠が総延長の7%あり、2042年度末には、耐用年数を経過した管渠は40%まで増加見込み。また、下水道管路に起因する道路陥没が年間約2,600件発生(2022年度)。
  - 下水処理場においても、機械・電気設備の耐用年数15年を経過した施設が約2,000箇所(全体の90%)と老朽化が進行。
- ※ 令和7年1月28日、埼玉県八潮市の県道において流域下水道管※1の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が発生※2。この陥没事故を踏まえ、国土交通省が一定の管路を対象に「下水道管路の全国特別重点調査」の実施を全国の団体に要請。

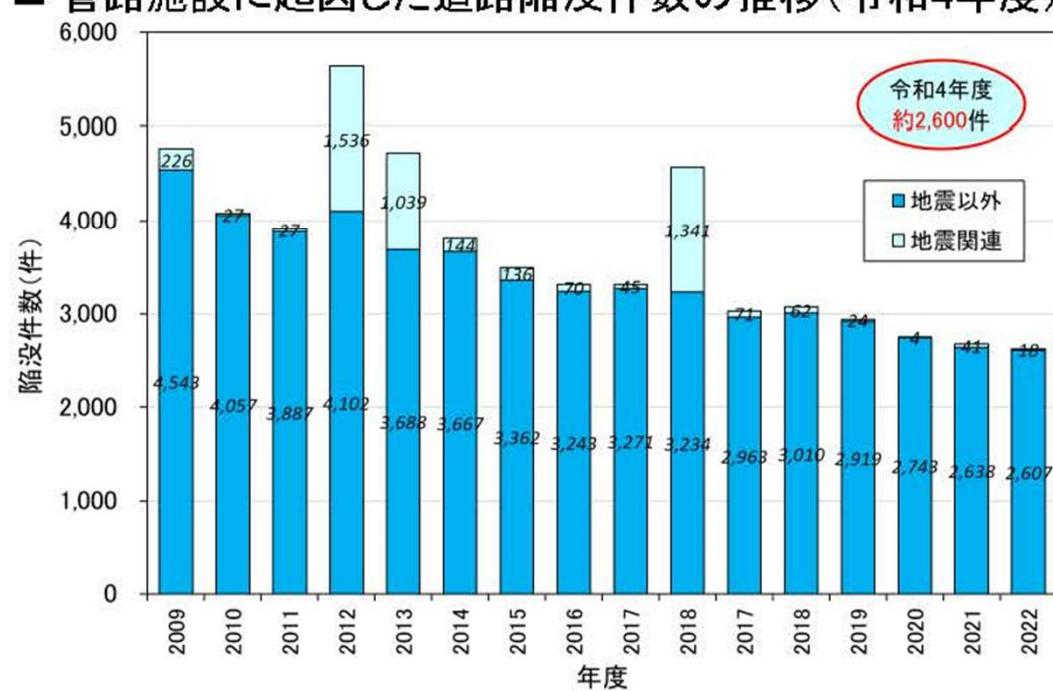
(※1)埼玉県が管理し、11市4町にまたがる流域下水道

(※2)事故原因については調査中(埼玉県において、第三者の専門家で構成する原因究明委員会を設置)

## 管路施設の年度別管理延長 (令和4年度末)



## ■ 管路施設に起因した道路陥没件数の推移(令和4年度)



(出典) 国土交通省 第1回下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会(令和7年2月21日) 資料

# 業務の概況と課題(上下水道における課題への対応)

- 市町村においては、**更新が必要な管路の増加**に伴う対応や、点検等の維持管理について、**少ない技術職員で実施することに困難を感じている**団体もある。
- 経営の効率化・基盤強化の観点から、**都道府県の主導により広域化**が進められている例があるが、**地理的要因や資産の老朽化の状況の違い、料金の差等**が課題。小規模団体の支援については、**地方共同法人(日本下水道事業団)**による受託や技術的支援等も行われている(代行は少数。)。

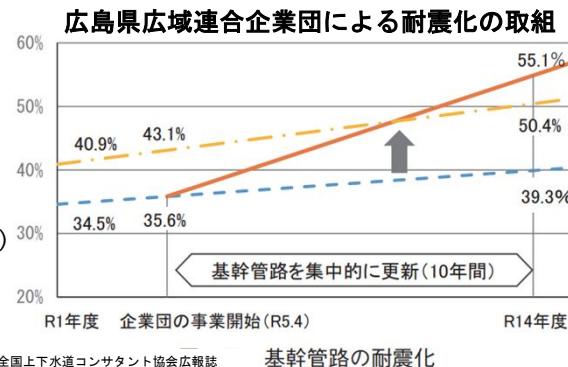
**【主な役割分担】** 水道法及び下水道法上、水道事業・下水道事業は原則として市町村が経営するものとされている。

## 【業務の概況】

- A市(人口約5万人)では、3名(うち技術職2名)で水道の維持管理を担当(工事や浄水場の運転管理は民間に委託。)。**法定耐用年数を経過した水道管の増加**に伴い、**漏水の発生件数**が増加。下水道の維持管理については、6名(**全て一般行政職**)で担当しており、管路の点検は一部事業者に委託して実施しているが、**専門的な内容の理解が困難な部分**がある。

## 【課題解決に向けた取組】

- 広域化の取組により**専門人材を広域で確保**することで、維持管理水準の確保を図る取組が進められている。
  - ◆ 広島県では、**14市町と県が広域連合企業団を設立して水道事業等を統合**し、維持管理等の費用の削減や水道料金上昇の抑制を図っている。また、企業団が独自に採用を行って**専門人材を確保**することで、土砂災害対策等を講ずるほか、**基幹管路の耐震化率の全国平均以上への引上げ**など、施設の強靭化にも取り組むこととしている。  
\*都道府県は**水道基盤強化計画**を策定し、広域連携に必要な施設整備の内容等を定めることとされている(P26)
  - ◆ 秋田県では、**県・市町村・民間事業者が出資して官民出資会社を設立**し、地方公共団体の**下水道事業に係る計画策定や事業運営、技術継承を支援**することとしている。
- 地方共同法人である日本下水道事業団が、**終末処理場等の建設工事の受託**(R5実績:479箇所)や**技術的援助等**を行っている例がある。議会の議決を経た上で、**補助金の交付申請や積算・発注なども含めた工事一式を代行**できる仕組みもあるが、令和元年度以降の活用実績は1団体のみ(※)であり、活用が十分に進んでいるとは言えない。(P25)  
(※) 日本下水道事業団HP 事業報告書を基に事務局において集計



## <取組に当たっての課題>

- 各団体における水道事業の経営状況等に差がある中で、広域化によるメリットに差がある状況。また、下水道事業にあっては、団体により敷設時期が異なることや、雨水は全額公費によることなどから、関係機関で費用負担に係る合意形成が必要。

# 事業統合等について(水道事業・下水道事業)

- 水道事業については、都道府県が水道用水供給事業を行っていることなどから、都道府県と市町村が一部事務組合等を設立して事業統合や経営の一体化を行っている事例が見られる。
- 下水道事業については、下水道整備の際に市町村同士で一部事務組合等を設立した例があるが、既に公共下水道に着手している市町村が事業統合や経営の一体化を行った事例は近年ない。ただし、県単位で官民出資会社や公社を活用して経営基盤を強化する取組を行っている事例が見られる。

|                |  | 水道事業に係る事例   | 下水道事業に係る事例   |
|----------------|--|---|--|
| 市町村同士の事業統合等    | 市町村同士で一部事務組合、広域連合を設立<br><br>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中空知広域水道企業団</li> <li>・群馬東部水道企業団</li> <li>・秩父広域市町村圏組合</li> <li>・燕・弥彦総合事務組合</li> <li>・淡路広域水道企業団</li> <li>・佐賀西部広域水道企業団</li> </ul> <p>など</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日立・高萩広域下水道組合</li> <li>・坂戸、鶴ヶ島下水道組合</li> <li>・皆野・長瀬下水道組合</li> <li>・君津富津広域下水道組合</li> <li>・木曽広域連合 など</li> </ul> <p>※ 上記はいずれも公共下水道の事業着手に際し、一部事務組合や広域連合を設立した事例であり、既に公共下水道に着手している市町村が事業統合を行った例は、近年はない。</p> |
| 都道府県と市町村の事業統合等 | 都道府県と市町村が一部事務組合、広域連合を設立<br><br> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・香川県広域水道企業団</li> <li>・かずさ水道広域連合企業団</li> <li>・奈良県広域水道企業団</li> <li>・広島県水道広域連合企業団</li> </ul> <p>※このほか、水道用水供給事業を行う一部事務組合・広域連合が6つ存在。</p>      | <p>事例なし</p> <p>※事業統合等にまで至らないものの、<b>秋田県(官民出資会社の設立)</b>や、<b>長野県(下水道公社による維持管理の広域化・共同化)</b>等、県単位での取組が見られる。</p>   |

# 都道府県と市町村の間における共同処理・他団体による事務処理の状況

- 都道府県と市町村の間において共同処理等を行っている事例は必ずしも多いとは言えない。
- 事務の委託については、一定程度の活用が見られるものの、公平委員会、行政不服審査、下水道、公務災害補償、職員研修に関する5事務における活用が8割以上を占めており、活用されている事務が限定的である。

| 分類                      | 共同処理制度<br>(※1) | R5件数<br>(H26件数)          | 主な活用例  |
|-------------------------|----------------|--------------------------|--|
| 他団体による<br>事務の管理執行       | 事務の委託          | 1,249件<br>(993件)<br>(※2) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○公平委員会に関する事務：574市町村(28都道府県)</li> <li>○行政不服審査に関する事務：191市町村(8都道府県)</li> <li>○下水道に関する事務：94市町村(14都道府県)</li> <li>○公務災害補償に関する事務：97市町村(3都道府県)</li> <li>○職員研修(教員含む)に関する事務：58市町村(6都道府県)</li> </ul> |
|                         | 事務の代替執行        | 2件<br>(0件)               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○簡易水道施設整備に係る事務(設計積算・工事管理等)：1市町村(1都道府県)</li> <li>○公害防止に係る事務(施設の設置届受付、立入検査等)：1市町村(1都道府県)</li> </ul>   |
| 組織の設置                   | 機関等の共同設置       | 16件<br>(6件)              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政不服審査会：16市町村(1都道府県)</li> <li>○消費生活センター：6市町村(1都道府県)</li> </ul>   |
|                         | 協議会の設置         | 15件<br>(14件)             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○下水道に関する事務(計画策定、事業実施等)：25市町村(2都道府県)</li> </ul>  |
| 特別<br>地方公共<br>団体<br>の設立 | 一部事務組合         | 30件<br>(31件)             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○水道企業団、水道用水企業団：64市町村(7都道府県)</li> <li>○病院(医療)企業団、医療組合：37市町村(5都道府県)</li> </ul>  |
|                         | 広域連合           | 8件<br>(6件)               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地方税(滞納整理)機構：137市町村(3都道府県)</li> <li>○水道広域連合企業団：18市町村(2都道府県)</li> </ul>  |

(※1)事務の委託については、市町村から都道府県への委託の件数、事務の代替執行については、都道府県が代替執行団体となっている件数、その他の制度については都道府県が構成団体となっているものの件数。

(※2)H26からの増加分256件のうち191件は、改正行政不服審査法(H28.4施行)に基づき設置することとされた附属機関に係るもの。

## 事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

## ◆事務処理の実施主体の広域化(広域化を促進するための都道府県の役割の明確化)

- 消防分野及び水道分野においては、小規模な実施主体が多く広域化が求められていたが、十分に進展していなかつたため、法律上、都道府県が広域化に関する計画を定めるなど、都道府県が広域化を進めるための役割を担うことが定められた。

## 都道府県の役割の明確化（消防）

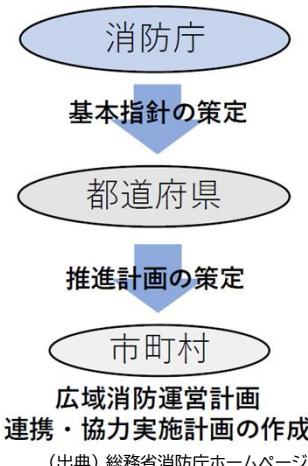
- H18 消防組織法改正 -

### ＜制度改正の背景・理由＞

- 災害の多様化、大規模化等の環境変化の中で、特に小規模な消防本部においては、出動体制や消防車両・専門要員の確保等の限界が指摘され、消防の広域化が推進されてきたが、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が約6割を占めるなど、広域化が十分に進んでいないことが指摘されていた。
  - 広域化が十分に進まなかつた要因としては、広域化における都道府県の役割が法律上不明確であるとの指摘があった。

### 〈手法〉

- 市町村の消防の広域化を推進するための都道府県の役割が明確化され、推進計画の策定、必要な調整・援助の実施等を行うこととされた。



### ＜制度改正後の状況＞

- 広域化により消防本部の総数は、811本部から720本部に減少した(令和5年度時点)。

## 都道府県の役割の明確化（上水道）

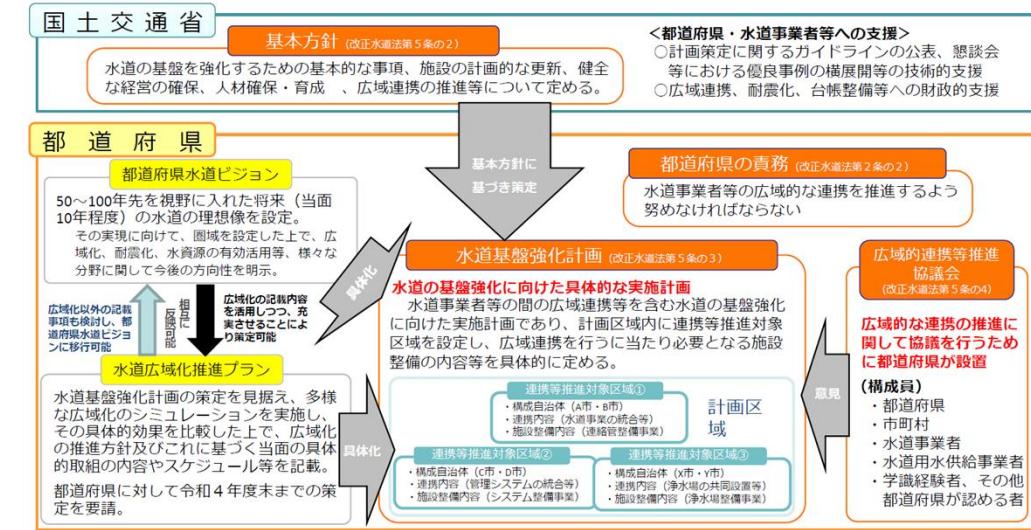
- H30 水道法改正 -

### ＜制度改正の背景・理由＞

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模(給水人口5万人未満の小規模事業者が7割弱)で経営基盤が脆弱であり、職員数が大きく減少、水道施設の老朽化が進行し、耐震性も不足しているなどの課題が指摘されていた。

### 〈手法〉

- 都道府県を広域連携の推進役とすることが明確化され、水道基盤強化計画の策定、協議会の設置等を行うこととされた。



### ＜制度改正後の状況＞

- 水道基盤強化計画が策定済みの団体は、2府県のみ(令和5年8月時点)。

# 事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

## ◆事務処理の実施主体の広域化(実施主体の一律的な変更)

- 後期高齢者医療分野においては、**制度運営の責任主体が不明確**であったため、また、国民健康保険分野においては、**安定的な財政運営や効率的な事業の実施**等が必要であったため、法改正により、それぞれ**広域連合**、**都道府県へと実施主体が全国一律に広域化**された。

### 広域連合設置義務化（後期高齢者医療）

- H18 老人保健法(現在の「高齢者の医療の確保に関する法律」)改正 -

#### <制度改正の背景・理由>

- 高齢者医療費を中心に医療費がますます増大することが見込まれる中、国民皆保険を維持し、将来にわたり安定的で持続可能なものとしてくことが必要な状況。
- 従来の老人保健制度は、独立した保険制度ではなく、被用者保険等の保険者に対して費用を拠出する仕組みとなっていたことから、**老人保健制度の運営主体である市町村と実質的な費用負担者が乖離**しており、制度運営の責任主体が市町村単位になっていることについての見直しの必要性等が指摘されていた。

#### <手法>

- 後期高齢者についての独立した医療制度を創設して負担区分を明確にし、**都道府県の区域ごとに全ての市町村が加入する広域連合が必置化**された。
- この後期高齢者医療広域連合が保険料を徴収し、医療給付を行う。なお、保険料の徴収事務や申請受付、被保険者証の引渡し等の窓口事務は市町村が処理することとされた。

#### <制度改正後の状況> 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正(令和2年4月施行)

- 後期高齢者保健事業は、市町村の実施する国民健康保険の保健事業や介護保険の予防事業の取組との連携が十分に実施できていないという指摘を受け、**保健事業の実施について市町村に委託**することが可能とされた。

### 主体の都道府県化（国保）

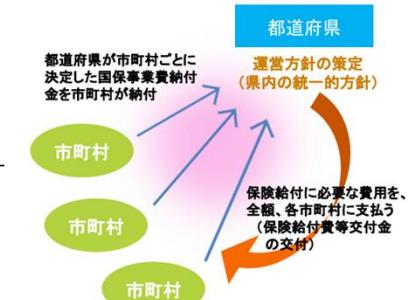
- H27 国民健康保険法改正 -

#### <制度改正の背景・理由>

- 市町村国保は、財政運営が不安定になる**小規模保険者が多数存在**し、一人当たり医療費・所得等において、それぞれの**格差が大きく、安定的な財政運営や効率的な事業の実施**等が必要な状況。

#### <手法> 国民健康保険法の一部改正(平成30年4月施行)

- **都道府県が財政運営の責任主体**となり、市町村が納付する「国保事業納付金」の額を決定、保険給付に必要な費用を全額、市町村に支払うこととされた。
- また、都道府県内の統一的な運営方針である「国保運営方針」を示し、**市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進**することとされた。



#### 都道府県と市町村の役割分担

##### 都道府県の主な役割

- ・財政運営の責任主体
- ・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進
- ・市町村ごとの標準保険料率を算定・公表
- ・保険給付費等交付金の市町村への支払い

##### 市町村の主な役割

- ・国保事業費納付金を都道府県に納付  
※上の図中、青い矢印部分
- ・資格を管理(被保険者証等の発行)
- ・標準保険料率等を参考に保険料率を決定
- ・保険料の賦課・徴収
- ・保険給付の決定、支給

(出典)厚生労働省ホームページ

# 課題に応じた対応方策の検討の視点①

## 事務への着目

### ①事務量

- 事務処理の体制に比して事務量が大きい場合や、事務量が小さく効率性が低下している場合、市町村間の連携や都道府県・国による補完、民間リソースの活用等も含め検討が必要。

### ②事務内容

#### 事務の性質(企画立案～定型業務)

- 各地域の特性を踏まえた企画立案的な性質が強い事務は、市町村自ら又は市町村間連携により行う必要性が高い。一方、事務処理の主体によって内容に差が生じにくい定型業務の性質が強い事務は、市町村以外の主体による実施も含め検討が必要。

#### 国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性

- 市町村と都道府県、国と実施事務の内容の共通性が高い場合、国や都道府県による支援や直接の事務処理も含め検討が必要。

### ③事務処理に必要なリソース

#### 事務処理に求められる人材の専門性

- 技術職や保健師等の専門人材が必要な事務については、人材の希少性、偏在度合い、代替可能性等に応じ、地域事情も踏まえ、市町村以外の受け皿での人材確保の検討が必要。

#### 事務処理の難しさ、経験・知見の必要性

- 特定の専門人材を必要としない事務であっても、高度なデータ解析など、特に小規模市町村では対応が困難な事務や、ノウハウの蓄積が求められる事務については、市町村間連携のほか、都道府県や国、民間等による支援、事務処理の広域化も含め検討が必要。
- 事務処理を規定する国の仕組みの複雑さが原因となっている場合には、複雑さの解消による事務の簡素化についても検討が必要。

## デジタル技術の活用

各着目点に関し、デジタル技術の活用が事務のあり方の前提を変える。業務効率化や行政の質の向上にもつながることから、対応方策の検討の際に併せて検討することが不可欠。

バックヤードでの情報連携や、事業者等との間で電話等により行われている連絡調整事務のデジタル化、AIを用いた文章や要約の作成により事務量自体を小さくすることが考えられる。

デジタル技術の活用の観点から事務の標準化・共通化を進めることで、事務の定型性が高まる。

データを集約し、AIを活用した情報の整理・分析を行うことで事務処理に必要な情報の参照やチェックを容易にすること等により、専門人材の不在やベテラン職員の退職によるノウハウの不足を補うことにつながる。

# 課題に応じた対応方策の検討の視点②

## 事務への着目(続き)

### ④その他事務処理のあり方

#### 対面や実地での事務実施の必要性

- 事務を対面や実地で実施する必要がある場合、事務処理の主体と客体との近接性が求められることから、一義的には市町村による事務処理が考えられる。他方で、遠隔での事務実施が可能な事務については、広域的な対応を含め検討が必要。

#### 事務処理に当たり踏まえるべき地域の事情・特性

- 狹域での地域事情や、住民の意思をきめ細かに施策に反映させる必要性が高い場合、各市町村での事務処理を前提に、都道府県・国や民間等による支援について検討が必要。
- 全国的な社会経済状況の変化や、全国や都道府県レベルでのサービス水準の考慮をする事務については、国や都道府県の関与・支援により、一定の水準や均衡の確保とともに、市町村の負担軽減について検討が必要。

#### 行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性

- 行政分野を超えた連携や、地域の多様な主体との連携が必要なものについては、当該連携が各市町村の組織内又は区域内で求められるのか、市町村の組織・区域を超えるのかが、事務処理の主体の検討の要素に。

## デジタル技術の活用

リモートでの対応を可能にすることにより、遠隔での事務処理で、対面や実地対応と変わらない実施水準を確保することなどが考えられる。

情報共有・コミュニケーションの円滑化を図ることで、行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携がしやすくなる。

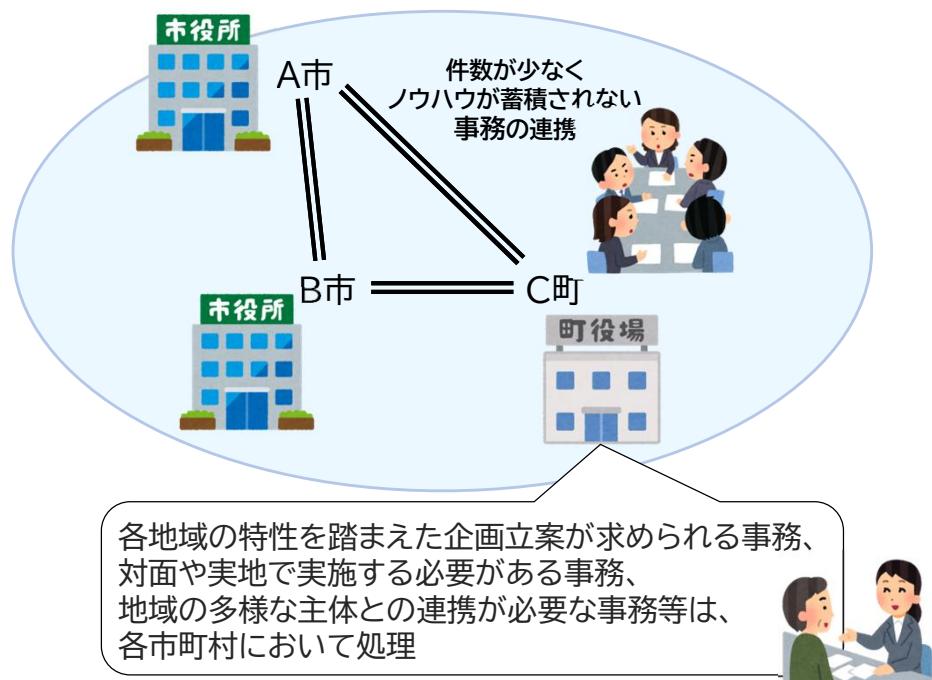
# 課題に応じた対応方策(水平連携・垂直補完等)

- 検討の視点に沿って行う都道府県・市町村における検討を踏まえ、個別の事務の課題に応じた水平連携や垂直補完等の取組を進めていくことが必要。そのうえで、制度見直しが必要なものは適切に対応。

## 市町村間の広域連携

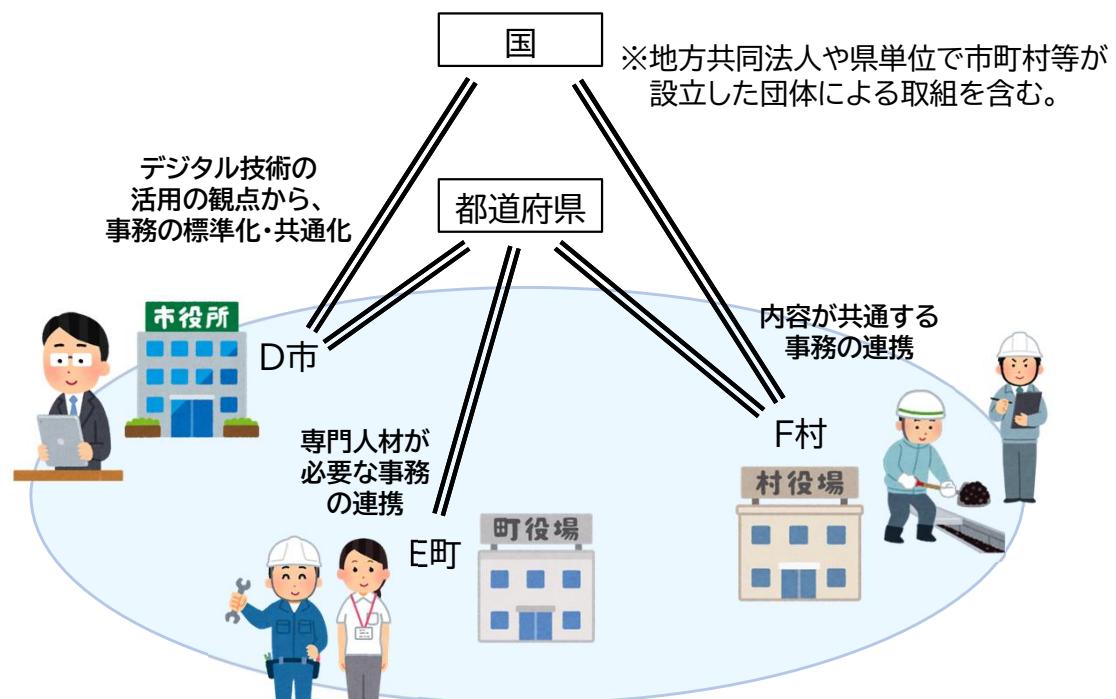
小規模団体では件数が少なくノウハウが蓄積されない事務等は、市町村間で連携して処理することが考えられる

※連携中枢都市圏・定住自立圏や核となる都市がない地域等における連携も含む



## 都道府県や国による市町村の補完・支援

特定の専門人材による事務処理が求められる事務や市町村と都道府県、国との間で事務の内容の共通性が高い事務等については、都道府県や国による補完・支援が考えられる



➡ 地方の検討・取組状況を踏まえ、制度上対応すべきものについては、国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直し(各府省での対応のほか、分野横断的な対応も検討)

# 地方制度調査会について

## 1. 概要

- 地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、昭和27年12月、総理府（現：内閣府）に設置。内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議する。
- 委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

## 2. 第34次（今回）の諮問事項

- 令和8年1月19日に第1回総会が開催され、総理より諮問。

【諮問事項】 人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

## ○ 委員

### 【学識経験者 18名】

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 荒見玲子  | 名古屋大学教授            |
| 市川晃次  | 住友林業株式会社代表取締役会長    |
| 伊藤正次  | 東京都立大学教授           |
| 岩崎尚子  | 早稲田大学電子政府・自治体研究所教授 |
| 大橋真由美 | 上智大学教授             |
| 大橋雄裕  | 慶應義塾大学教授           |
| 谷口尚子  | 慶應義塾大学教授           |
| 辻琢也   | 一橋大学教授             |
| 土山希美枝 | 法政大学教授             |
| 林知樹   | 東京大学教授             |
| 原田大樹  | 京都大学教授             |
| 牧原大樹  | 東京大学教授             |
| 松永桂子  | 大阪公立大学教授           |
| 御手洗瑞子 | 株式会社気仙沼ニッティング代表取締役 |
| 木村貴美  | 千葉大学教授             |
| 木村充美  | 自治体国際化協会理事長        |
| 本田安充  | 東京大学教授             |
| 本田隆司  | 株式会社コラボラボ代表取締役     |
| 横山響子  |                    |

### 【国会議員 6名】

|       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 島橘尻   | 安伊子 | 衆議院議員 |
| 奥野慶一郎 | 慶一郎 | 衆議院議員 |
| 井上総一郎 | 総一郎 | 衆議院議員 |
| 江島英孝  | 英孝  | 衆議院議員 |
| 岸島潔   | 潔   | 参議院議員 |
| 江岸真紀子 | 真紀子 | 参議院議員 |

### 【地方六団体 6名】

|    |    |    |                           |
|----|----|----|---------------------------|
| 阿藏 | 部守 | 一夫 | 長野県知事（全国知事会会長）            |
| 内松 | 守一 | 実弘 | 福岡県議会議長（全国都道府県議会議長会会長）    |
| 丸井 | 勇善 | 弘夫 | 広島市長（全国市長会会長）             |
| 棚野 | 一善 | 夫廣 | 山形市議会議長（全国市議会議長会会長）       |
| 中本 | 孝正 | 廣  | 北海道白糠町長（全国町村会会长）          |
|    |    |    | 広島県安芸太田町議会議長（全国町村議会議長会会長） |

（○：会長、○：副会長、★：専門小委員会委員長）